

厚生労働省発表
平成18年1月16日

担当	雇用均等・児童家庭局 職業家庭両立課 課長 麻田 千穂子
	育児・介護休業推進室長 河村 由子
	課長補佐 西村 小夜子
	電話 03-5253-1111 (内線7864)
	夜間直通 03-3595-3275

「一般事業主行動計画策定届」の届出状況 (12月末現在)について

- ・届出率は97.0%
- ・24県で届出率が100%

「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画策定届」の届出状況は平成17年12月末現在で次のとおりである。

1. 全国の届出状況

(1) 301人以上企業

届出率	97.0%
届出企業数	12,183社
(301人以上企業数)	12,557社)

(2) 300人以下企業

届出企業数	1,422社
-------	--------

(3) 規模計届出企業数	13,605社
--------------	---------

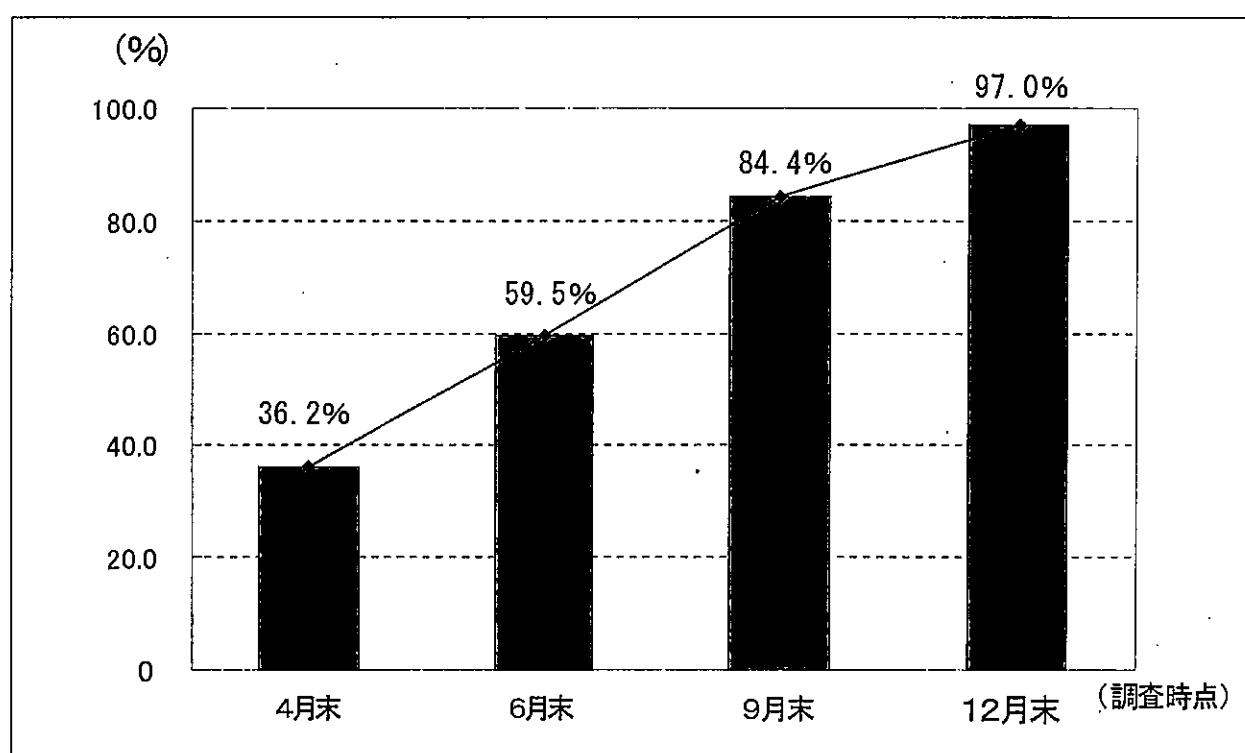
2. 都道府県別の届出状況（301人以上企業）

(1) 100% ··· 24県

(青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、三重、滋賀、兵庫、山口、徳島、香川、佐賀、長崎、宮崎、鹿児島、沖縄)

(2) 90%台 ··· 23都道府県

3. 301人以上企業における届出率の推移（全国）



4. 届出企業のうち、認定申請予定ありとしている企業数

(1) 301人以上企業 2,441社（届出企業の20.0%）

(2) 300人以下企業 408社（届出企業の28.7%）

※届出企業全体の約21%が認定申請予定あり

5. 平成17年12月末時点で届出率は97.0%となり、全都道府県の5割を超える24県で届出率は100%に達した。

引き続き、都道府県労働局において、計画の策定・届出が義務づけられている301人以上企業のうち未届のものに対しては、督促指導を実施し、なお未届の場合には勧告を実施し、全都道府県が届出率100%となるよう目指していく。

また、策定・届出が努力義務とされている300人以下企業に対して、一般事業主行動計画を策定し、その旨届出るよう積極的に周知・啓発を実施していく。

都道府県別的一般事業主行動計画策定届の提出状況(平成17年12月末現在)

	管内の常時雇用労働者 301人以上の企業数 (A)	一般事業主行動計画策定 届提出企業数	内、常時雇用労働者 301人以上の企業数 (B)	届出率	
					((B)/(A) × 100)%
1 北海道	351	385	349		99.4%
2 青森県	91	102	91		100.0%
3 岩手県	87	107	87		100.0%
4 宮城県	173	194	173		100.0%
5 秋田県	77	117	77		100.0%
6 山形県	84	100	84		100.0%
7 福島県	132	150	132		100.0%
8 茨城県	186	213	186		100.0%
9 栃木県	117	135	117		100.0%
10 群馬県	124	138	124		100.0%
11 埼玉県	316	358	309		97.8%
12 千葉県	283	303	277		97.9%
13 東京都	3,878	3,894	3,671		94.7%
14 神奈川県	610	653	595		97.5%
15 新潟県	199	232	199		100.0%
16 富山県	98	135	98		100.0%
17 石川県	124	155	124		100.0%
18 福井県	59	101	59		100.0%
19 山梨県	49	55	46		93.9%
20 長野県	183	195	181		98.9%
21 岐阜県	148	177	145		98.0%
22 静岡県	297	320	289		97.3%
23 愛知県	811	820	778		95.9%
24 三重県	112	126	112		100.0%
25 滋賀県	62	81	62		100.0%
26 京都府	229	243	220		96.1%
27 大阪府	1,256	1,331	1,220		97.1%
28 兵庫県	421	481	421		100.0%
29 奈良県	54	63	51		94.4%
30 和歌山县	35	48	33		94.3%
31 鳥取県	39	47	37		94.9%
32 島根県	42	47	40		95.2%
33 岡山県	161	188	156		96.9%
34 広島県	294	322	275		93.5%
35 山口県	96	117	96		100.0%
36 徳島県	33	52	33		100.0%
37 香川県	91	112	91		100.0%
38 愛媛県	122	134	120		98.4%
39 高知県	44	53	43		97.7%
40 福岡県	419	447	414		98.8%
41 佐賀県	48	58	48		100.0%
42 長崎県	77	94	77		100.0%
43 熊本県	122	136	121		99.2%
44 大分県	61	81	60		98.4%
45 宮崎県	62	76	62		100.0%
46 鹿児島県	120	140	120		100.0%
47 沖縄県	80	89	80		100.0%
合 计	12,557	13,605	12,183		97.0%

(参考)

- 「次世代育成支援対策推進法」では、301人以上の労働者を雇用する事業主は、仕事と子育てとの両立を図るために必要な雇用環境の整備等（次世代育成支援対策）を進めるための「一般事業主行動計画」を策定し、その旨を都道府県労働局に届け出なければならないことになっている。（300人以下の労働者を雇用する事業主については努力義務）

次世代育成支援対策推進法（抄）

（一般事業主行動計画の策定等）

第12条

国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。）を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のもの（第16条第1項及び第2項において「中小事業主」という。）は、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。

4 第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出をすべきことを勧告することができる。